一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにただすもので、2月定例会では4名の議員が一般質問を行いました。

ここでは、議会広報委員会で事項別に整理した内容の一部を掲載しています。

一般質問の全文は、5月下旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

バリアフリーについて

バリアフリーについて、次の質問が行われました。

質問…土日等に混雑が予想される鎌倉駅に、安全対策としてホームドアを設置する上での課題を聞きたい。

まちづくり景観部長…ホームドアの設置に当たっては、数億円の費用がかかること、一定のホーム幅が必要であること、また、列車によりドアの停止位置が異なることの課題がある。

質問…今後の、本市の取り組みについて聞きたい。

市長…JR東日本によると、鎌倉駅はホームドアの整備対象にはなっていないものの、国から、利用者が1日当たり10万人未満の駅であっても、駅の状況などを勘案した上で優先的な整備が必要と認められる場合は整備していくと示されている。土日等の混雑状況を見ると、早期のホームドア設置が望ましいことから、国の動きを見据えつつ、積極的に取り組んでいきたい。

質問…中央図書館や福祉センターへ行く道路には、視覚障害者用の点字ブロックがないが、今後の対応を聞きたい。また、本市は狭い道路が多いため、歩道と車道を区分する白線の中に点字ブロックのようなものを入れることが可能かどうか聞きたい。

都市整備部長…鎌倉駅から公共施設等を結ぶ道路については、歩道が未整備の区間があることや、歩道が狭いことから点字ブロックを設置していない道路があることは認識している。このような場合、歩道と車道を区分する白線上にポールを設置して歩行者の歩行空間を明確にした上で、その歩行区間内にシール状の点字ブロックを設置することを検討している。

今後、関連団体や地域住民の意見を伺いながら、安全な歩行空間の確保に取り組んでいきたい。

質問…バリアフリーについては、鉄道、道路、自転車等、いろいろな改善点があり、行政として一つ一つ改善していくべきだと思うが、いかがか。

市長…日常生活をはじめ、市民の皆様が不便に感じているご指摘を受け止め改善してくことが、誰でも安心して快適に暮らせるまちづくりを進める上で重要である。ご指摘については、実施に向けて関係機関に働きかけるなど、実現に向けて取り組み、真の共生社会をつくっていきたい。

重度障害者支援について

重度障害者の支援制度強化について、次の質問が行われました。

質問…介護給付費が国庫負担基準を超えた市町村に対する国の補助制度があり、都道府県がこの制度を取り入れることにより、国50％、県25％、市25％の財政負担で重度訪問介護を実施できるが、神奈川県はこの制度を取り入れていない。

市は、重度訪問介護をはじめとする障害者の介護行政をどうするつもりか。

健康福祉部長…障害者を対象とした重度訪問介護については、国の給付費に対する県の補助金制度の創設を、機会があるごとに神奈川県に対して要望している。

障害者の介護については、施設から地域生活への移行の方向性が国から示されており、障害者の生活を地域全体で支えるサービス体制を目指していく。

質問…津久井やまゆり園は、神奈川県が平成17年頃に指定管理者制度を導入してから、サービスの質も年々低下していったとのことである。

鎌倉市も最近は福祉的な施設を指定管理者制度にしているが、この制度についてどう考えているのか。

同部長…健康福祉部で所管する指定管理施設のうち障害者支援施設である「鎌倉はまなみ」については、利用者の評価も高く、専門性を要する障害の特性に応じた支援が図られている。

今後も指定管理者に対して適正な職員採用、人事管理と併せ、職員の研修や資質向上に向けた取り組みの充実を求めることにより、利用者が安心して利用できる施設運営を図っていく。

質問…重度の障害者も利用できるグループホームを造っていただきたいがどのように考えているか。

同部長…グループホームの整備については、設置時の家屋改修費や備品購入費などに対する補助のほか、県の基準を超えた職員を配置して重度の重複障害者を受け入れている事業所に対する補助の制度があり、これらの制度を活用して、グループホームの整備運営について、事業者に対する支援を行っている。

市内21カ所のグループホームのうち、障害支援区分5以上の重度の障害者が利用しているグループホームは9カ所あるが、身体障害者が利用できるグループホームは1カ所しかないなど、必ずしも充足しているとは考えていない。

次期障害者福祉計画の改定においてニーズを把握し、障害のある方が地域で安心して生活していけるような社会を目指して、グループホーム等の事業所の整備を推進していく。

一般質問項目一覧

①千　一（無所属）
- 1　介護について
- 2　福祉行政について
- 3　バリアフリーについて

②上畠　寛弘（公正）
- 1　教育の在り方
- 2　人事戦略と労務管理
- 3　市長の政治姿勢等
- 4　未来への投資として子育て支援の充実

③松中　健治（無所属）
- 1　防災・安全
- 2　鎌倉の観光客への変化。体験型へ。
- 3　鎌倉歴史文化芸術への新たな存在

④渡邊　昌一郎（公正）
- 1　第3期基本計画後期実施計画について
- 2　弱者に対する取り組みについて
- 3　松尾市長の政治姿勢について

総括質問

平成29年2月定例会から、新年度予算関係議案に対する無所属議員の議案質疑の機会として、新たに総括質問ができるようになりました。

無所属議員は一般質問か総括質問のどちらかを選択し実施することが可能です。

今定例会では竹田ゆかり議員が総括質問を実施しました。

請願・陳情の議決結果

2月定例会では請願2件、陳情13件が提出され、請願1件、陳情4件を採択、陳情1件を不採択としたほか、陳情1件を議決不要、陳情3件を継続審査、陳情3件を全議員配付としました。

（請願1件、陳情1件は取り下げ）

【採択した請願】

◇プラスチックフリーの街かまくらを目指して、ゼロ・ウェイストかまくらの理念のもと、リデュース（発生抑制）の取組みを市役所が率先垂範して実施する事を求める請願書

市がプラスチックのリデュースの取り組みを率先して実行していくことを求めるもの。

【採択した陳情】

◇学童保育施設の質を高めることを求める陳情

学童保育施設の生活環境の質、プログラム内容の質の向上を求めるもの。

◇荏柄天神参道の改修についての陳情

参道が未舗装のため、路面が甚だしく傷み、歩行に危険を伴うなど問題が生じていることから、改修について市に働きかけるよう求めるもの。

◇特別障害者手当申請時における受付拒否の真相究明について

特別障害者手当の受給申請で、たびたび却下となり、認定が遅れたことについて、真相を明らかにするとともに、再発防止と過去にさかのぼって被害者救済を求めるもの。

◇県営鎌倉団地跡地活用要望についての陳情

県知事に対し、公共性の高い施設建設用地として市が取得する意思を明確に示すよう議会に強く陳情するもの。

審議結果

「県営鎌倉団地跡地活用要望についての陳情」は委員会、本会議ともに多数により、そのほかは委員会、本会議ともに総員により採択しました。

【不採択とした陳情】

◇平成29年度からの特別徴収額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情

可決した意見書

2月定例会では、次の意見書提出および決議に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

（意見書の提出）
- 生活に支障を来している鎌倉市内の交通渋滞と鉄道の混雑解消を国と神奈川県に強く求める意見書
- 子宮頸がんワクチンの定期接種を中止して、先進国で最も低いと言われている子宮頸がん検診受診率を引き上げることを国に対して強く求める意見書
- 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する支援の充実を求める意見書
- 地域住民の平穏な生活を確保すべく、正月三が日やゴールデンウィークの特異日における江ノ島電鉄の混雑について、速やかな対策を求める意見書
- 鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設計画に対して、鎌倉市民の生活の平穏を確保し、市民に寄り添った判断を求める意見書

（決議）
- 刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議
- 鎌倉歴史文化交流館条例の制定に係る附帯決議
- 平成29年度鎌倉市一般会計予算の執行に関する附帯決議
- 平成29年度一般会計予算における深沢地域整備事業の予算執行に係り、鎌倉市民の声を真摯に傾聴し、深沢地域整備の遅滞なき実現を求める附帯決議

（可決した意見書・決議の全文は、市議会ホームページをご覧ください）

1月臨時会を開催

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため、1月27日に臨時会を開催し、市長から2件、議員から3件の議案がそれぞれ提出されました。

提出された議案は、次のとおりです。

《市長提出議案》

◎工事請負契約の締結について（公共下水道（汚水）改築工事西部汚水幹線）

◎工事請負契約の変更について（砂押川沿い歩道整備工事）

議会では、いずれも総員の賛成により、原案を可決しました。

《議員提出議案》

◎総務常任委員会への調査権の委任及び調査に要する経費について

◎観光厚生常任委員会への調査権の委任及び調査に要する経費について

議会では、いずれも総員の賛成により、原案を可決しました。

◎社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

社会福祉法人に対する全ての助成を本条例に適用するため、必要な事項を定めようとするもので、公布の日から施行し、本条例の規定は平成28年4月1日から適用しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。